

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	住民福祉関係事業(保育料)		
調整の方針	(案) 保育時間については、送迎の時間と合わせて調整する。また、土曜日の保育は地域の特性を勘案し新町において調整する。南部川村で実施している保育所送迎バス運営への助成は現状どおりとする。乳幼児保育については南部町の例による。				
南 部 町		南 部 川 村			
【保育所の現況】 公立保育所		【保育所の現況】 公立保育所			
保育所名	定員	区分	保育時間	給食	送迎
南部保育所	60人	平日	7:30~17:30	有	無
		土曜日	7:30~17:30		
ひかり保育所 (僻地保育所)	60人	平日	7:30~17:30	無	無
		土曜日	7:30~17:30		
私立保育所					
愛の園保育所	60人	平日	7:30~17:30	無	無
		土曜日	7:30~17:30		
乳幼児保育 南部保育所、愛の園保育所で実施。					
注：保育所送迎バスは各保育所の保護者が運営している。 運営費及び送迎バスの購入費について村が助成を実施している。					
平成13年度助成実績					
		上南部保育所通園バス助成		2,338,797円	
		ゆりかご保育所通園バス助成		3,213,928円	
		清川保育所通園バス助成		2,870,763円	
		清川保育所通園バス購入費助成		2,665,000円	
乳幼児保育 実施していない。					

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	住民福祉関係事業(保育料)																																																																																
調整の方針	(案) 新町における保育料については、国の徴収基準の90%を目安に保育料を調整する。ひかり保育所については現行どおりとする。																																																																																		
南 部 町		南 部 川 村																																																																																	
<p>普通保育所の保育料(南部保育所) 保育料徴収基準額表(平成14年4月現在) (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳児未満</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層区分</td> <td>定 義</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td rowspan="2">第1階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">8,100</td> <td style="text-align: center;">5,400</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td style="text-align: center;">17,550</td> <td style="text-align: center;">14,850</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>64,000円未満</td> <td style="text-align: center;">27,000</td> <td style="text-align: center;">24,300</td> <td style="text-align: center;">24,300</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td rowspan="3">第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>64,000円以上160,000円未満</td> <td style="text-align: center;">40,050</td> <td style="text-align: center;">37,350</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>160,000円以上408,000円未満</td> <td style="text-align: center;">54,900</td> <td style="text-align: center;">39,490</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>408,000円以上</td> <td style="text-align: center;">72,000</td> <td style="text-align: center;">39,490</td> </tr> </tbody> </table> <p>僻地保育所の保育料 ひかり保育所 一律月額6,000円</p>		各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			3歳児未満	3歳児	4歳児以上	階層区分	定 義				第1階層	生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	第2階層	第1階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	8,100	5,400	第3階層	市町村民税課税世帯	17,550	14,850	第4階層	64,000円未満	27,000	24,300	24,300	第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上160,000円未満	40,050	37,350	第6階層	160,000円以上408,000円未満	54,900	39,490	第7階層	408,000円以上	72,000	39,490	<p>普通保育所の保育料(上南部保育所、ゆりかご保育所) 保育料徴収基準額表(平成14年4月現在) (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳児未満</th> <th>3歳児以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層区分</td> <td>定 義</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td rowspan="2">第1階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td style="text-align: center;">17,000</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>64,000円未満</td> <td style="text-align: center;">27,000</td> <td style="text-align: center;">23,000</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td rowspan="3">第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>64,000円以上160,000円未満</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>160,000円以上408,000円未満</td> <td style="text-align: center;">55,000</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>408,000円以上</td> <td style="text-align: center;">70,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>僻地保育所の保育料(清川保育所) 給食を実施しており、普通保育所と同じ取扱い</p>		各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		3歳児未満	3歳児以上	階層区分	定 義			第1階層	生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む)	0		第2階層	第1階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	8,000	第3階層	市町村民税課税世帯	17,000	第4階層	64,000円未満	27,000	23,000	第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上160,000円未満	40,000	第6階層	160,000円以上408,000円未満	55,000	第7階層	408,000円以上	70,000
各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分				徴収金基準額(月額)																																																																															
		3歳児未満	3歳児	4歳児以上																																																																															
階層区分	定 義																																																																																		
第1階層	生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0																																																																															
第2階層	第1階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	8,100	5,400																																																																															
第3階層		市町村民税課税世帯	17,550	14,850																																																																															
第4階層	64,000円未満	27,000	24,300	24,300																																																																															
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上160,000円未満	40,050	37,350																																																																															
第6階層		160,000円以上408,000円未満	54,900	39,490																																																																															
第7階層		408,000円以上	72,000	39,490																																																																															
各月初日の在籍保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)																																																																																	
		3歳児未満	3歳児以上																																																																																
階層区分	定 義																																																																																		
第1階層	生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む)	0																																																																																	
第2階層	第1階層及び第4~第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	8,000																																																																																
第3階層		市町村民税課税世帯	17,000																																																																																
第4階層	64,000円未満	27,000	23,000																																																																																
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上160,000円未満	40,000																																																																																
第6階層		160,000円以上408,000円未満	55,000																																																																																
第7階層		408,000円以上	70,000																																																																																
備		考																																																																																	
		<p>国徴収金基準額 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳児未満</th> <th>3歳児以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">9,000</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td style="text-align: center;">19,500</td> <td style="text-align: center;">16,500</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td style="text-align: center;">30,000</td> <td style="text-align: center;">27,000 (保育単価限度)</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td style="text-align: center;">44,500</td> <td style="text-align: center;">41,500 (保育単価限度)</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td style="text-align: center;">61,000</td> <td style="text-align: center;">58,000 (保育単価限度)</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td style="text-align: center;">80,000 (保育単価限度)</td> <td style="text-align: center;">77,000 (保育単価限度)</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	徴収金基準額(月額)		3歳児未満	3歳児以上	第1階層	0	0	第2階層	9,000	6,000	第3階層	19,500	16,500	第4階層	30,000	27,000 (保育単価限度)	第5階層	44,500	41,500 (保育単価限度)	第6階層	61,000	58,000 (保育単価限度)	第7階層	80,000 (保育単価限度)	77,000 (保育単価限度)																																																						
階層区分	徴収金基準額(月額)																																																																																		
	3歳児未満	3歳児以上																																																																																	
第1階層	0	0																																																																																	
第2階層	9,000	6,000																																																																																	
第3階層	19,500	16,500																																																																																	
第4階層	30,000	27,000 (保育単価限度)																																																																																	
第5階層	44,500	41,500 (保育単価限度)																																																																																	
第6階層	61,000	58,000 (保育単価限度)																																																																																	
第7階層	80,000 (保育単価限度)	77,000 (保育単価限度)																																																																																	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	住民福祉関係事業(保育料)																										
調整の方針																													
項目	南 部 町	南 部 川 村																											
	<p>第2～第7階層における同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合は第1子は全額、第2子は半額、第3子からは10分の1を徴収する。ただし、第2～第4階層に属する世帯については最も徴収基準額が低い児童、第5～第7階層に属する世帯については最も徴収基準額が高い児童からを基準とする。(10円未満の端数は切り捨てる。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>対象児童</th> <th>保 育 料</th> </tr> <tr> <td>第1子</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>半 額</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>10分の1</td> </tr> </table>	対象児童	保 育 料	第1子	全 額	第2子	半 額	第3子以降	10分の1	<p>第2～第7階層における同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合は第1子は全額、第2子は半額、第3子からは10分の1を徴収する。ただし、第2～第4階層に属する世帯については最も徴収基準額が低い児童、第5～第7階層に属する世帯については最も徴収基準額が高い児童からを基準とする。(10円未満の端数は切り捨てる。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>対象児童</th> <th>保 育 料</th> </tr> <tr> <td>第1子</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>半 額</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>10分の1</td> </tr> </table>		対象児童	保 育 料	第1子	全 額	第2子	半 額	第3子以降	10分の1										
対象児童	保 育 料																												
第1子	全 額																												
第2子	半 額																												
第3子以降	10分の1																												
対象児童	保 育 料																												
第1子	全 額																												
第2子	半 額																												
第3子以降	10分の1																												
	<p>児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。</p> <p>母子世帯等</p> <p>在宅障害児(者)のいる世帯</p> <p>保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="3">徴収金基準額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">当該階層の徴収金の額から900円を減じた額</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収金基準額			3歳未満児	3歳児	4歳児以上	第2階層	0円	0円	0円	第3階層	当該階層の徴収金の額から900円を減じた額			<p>児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。</p> <p>母子世帯等</p> <p>在宅障害児(者)のいる世帯</p> <p>保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td style="text-align: center;">16,000円</td> <td style="text-align: center;">14,000円</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	徴収金基準額		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0円	0円	第3階層	16,000円	14,000円
階層区分	徴収金基準額																												
	3歳未満児	3歳児	4歳児以上																										
第2階層	0円	0円	0円																										
第3階層	当該階層の徴収金の額から900円を減じた額																												
階層区分	徴収金基準額																												
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																											
第2階層	0円	0円																											
第3階層	16,000円	14,000円																											